までの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧等にあっては十七年を、その他の国営土地改良事業にあっては十五年をそれぞれ下らない期間とし、据置期間を、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧等にあっては二年を、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業にあっては三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業にあっては当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（元年改正前令第五十二条第三項に規定する事業にあっては、表の第一号の㈢の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第五項に規定する事業にあっては、表の第一号の㈣の規定により区分された一般事業費額に係る負担金の部分につき年五分、特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされ

までの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあっては十七年を、その他の国営土地改良事業にあっては十五年をそれぞれ下らない期間とし、据置期間を、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあっては二年を、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業にあっては三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業にあっては当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（元年改正前令第五十二条第三項に規定する事業にあっては、表の第一号の㈢の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率、同条第五項に規定する事業にあっては、表の第一号の㈣の規定により区分された一般事業費額に係る負担金の部分につき年五分、特定事業費額に係る負担金の部分につき当該特定工事に係る事業費の財源とされる借入金